

令和 2 年度 第 4 回理事会承認

令和 3 年度

事業計画書

令和 3 年 4 月 1 日から
令和 4 年 3 月 31 日まで

公益社団法人 沖縄県トラック協会

目 次

(令和3年度事業計画書)

【1】策定基調	1
【2】事業計画	
I. 輸送サービス改善による県民生活の利便性向上推進事業	2
(公益目的事業)	
1. 輸送サービスの改善に関する事業	2
2. 環境対策事業	2
3. 交通安全対策事業	3
4. 労働対策事業	4
5. 適正化対策事業	5
6. 広報事業	6
7. 出捐事業による実施事業	6
8. 消費者対策事業	7
II. 研修室等の賃貸及び記録簿等の販売事業	8
(収益事業)	
1. 研修室等の賃貸	
2. 記録簿用紙等の販売	
3. 事務受託事業	
III. 会員の支援及び会員の福利厚生に資する事業	8
(相互扶助事業)	
1. 利子補給事業	
2. 青年部活動の支援事業	
3. 親睦事業	
4. 表彰事業	
5. 経営改善事業	

令和3年度事業計画

【1】策定基調

新型コロナウイルスの発生で大混乱の中、世界中が感染拡大を最小限度に抑えるため様々な感染防止策を講じ、我が国においても医療関係者を始め多くの皆様が必死に対応されています。

こうした状況の中、「国民生活と経済のライフライン」として重要な役割を担うトラック運送業界は、万全な感染防止対策を図りながら、今後とも、安全対策、環境対策、防災対策、労働対策、適正化対策等に万全を期すとともに、持続的な事業運営の実現に向けて「標準的な運賃の更なる浸透」及び「取引環境・労働時間改善協議会」等の諸事業に積極的に取り組みます。

また、社会から期待され、評価される魅力ある事業の確立に向けて、諸施策を推進し、諸課題克服と業界に課された公共的な使命の達成に、全力を傾注していくとともに、今後のトラック運送事業の発展を期して、次の諸活動を積極的に展開していくこととします。

○全ト協

【最重点施策】

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策等の推進
- (2) 改正貨物自動車運送事業法の周知徹底及び「標準的な運賃」の浸透等による適正な運賃・料金收受の推進
- (3) 「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- (4) 人材確保対策の積極的な推進
- (5) 交通及び労災事故の防止対策の推進
- (6) 高速道路通行料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- (7) 新技術を活用した物流の効率化等の推進

【重点施策】

- (1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (2) 燃料費対策等の推進
- (3) 環境・省エネ対策の推進
- (4) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (5) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

【2】事業計画

I. 輸送サービス改善による県民生活の利便性向上推進事業 (公益目的事業)

1. 輸送サービスの改善に関する事業

公共輸送機関として、県民生活に必要不可欠な物資の安定輸送を行うため、トラック運送事業の資質向上、高品質な輸送サービスの提供と輸送コストの低減を図るとともに、緊急救援物資を被災地に効率的に輸送するための体制の確立及び防災や減災に関する取り組みを行う。

(1)物流セミナー事業

- ①中小トラック運送事業者の原価管理等の意識向上により経営基盤強化に繋がるセミナーを開催する。
- ②燃料サーチャージ導入や価格転嫁の促進に向けたセミナーを開催する。
- ③書面化推進ガイドラインや手待ち時間の改善等が反映された改正下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて、トラック運送事業者及び荷主等に対して、普及セミナーを開催する。

(2)物流事業に関する調査・研修

物流の効率化、合理化を促進し、輸送コストの低減を図っていくため、各地の物流施設の調査や先進事例の視察を行う。

(3)防災訓練への参加

- ・大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立を図るため、各機関が実施する防災訓練等に積極的に参加する。
- ・「大規模災害発生時の緊急支援物資輸送対応標準マニュアル」（全ト協）に基づき必要な体制整備を推進し、緊急物資輸送体制の確立を図る。

2. 環境対策事業

トラック輸送による排ガス等の地域環境対策、地球温暖化対策や輸送コストの削減を図り、輸送力を確保するため、エコドライブの普及促進や低燃費トラック、低公害車導入等に係る助成措置、また、アイドリングストップ運動等、内外に対し環境意識の改善に向けた啓発活動等を積極的に推進する。

(1)省エネ運転講習会・エコドライブコンテスト

- ①環境に配慮した運転方法の習得による排出ガスの抑制、燃料コストの削減及び安全運転を目的とし、省エネ運転の効果を体験することにより、

日頃から省エネ運転に取り組むよう啓発するため「省エネ運転講習会」を開催する。

- ②省エネ運転の技術発揮の場として「エコドライブコンテスト」を実施し、優秀な成績者は（公社）沖縄県トラック協会長賞を授与する。

(2)環境対策に関する助成

CO₂ の削減により地球温暖化防止に寄与する次の事業に助成を行う。

- ①環境対応車、CNG車及びハイブリット車の導入
- ②エコドライブの徹底に向けたEMS（エコドライブマネジメントシステム）機器等及びアイドリングストップ支援装置の導入

3. 交通安全対策事業

事業用トラック事故による死傷者数を減少させることを目的として事業者、労働者及び当協会が一体となって交通安全対策事業に取り組むこととし、次の事業を積極的に推進する。

(1)安全運転に係る講習会、コンテストの実施

- ①警察、医療機関等の協力のもと「安全運転講習会」を10か所程度で開催する。
- ②1年間、事業所から5人1チームまたは個人で無事故・無違反を目指すこととし、運転記録証明により交通違反歴をチェックし審査する「セーフティ・ドライブ・コンテスト（セーフティー・チャレンジ）」を実施する。
- ③交通等法令（学科）、整備点検・運転実技（実科）を競い合い、運送事業の公共性を自覚し、交通ルール・マナーの遵守等、交通安全意識の高揚を図り、安全運転技術の向上を目指すため「沖縄県トラックドライバーコンテスト」を開催し、最優秀運転者を全国大会に派遣する。
- ④「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」、「トラック追突事故防止セミナー」、「ドライブレコーダ活用セミナー」及び特殊車両通行許可の取得率向上を目的とした講習会を開催し、交通事故防止の意識の高揚を図る。
- ⑤警察等の協力のもと「運行管理者等連絡協議会」を開催する。
- ⑥沖縄県高速道路交通安全協議会主催「交通安全テント村」に参加する。
- ⑦広報誌、パンフレット、横断幕等を活用して啓発活動を展開する。

(2)交通安全の啓発・指導

警察、交通安全協会と連携して、児童や自転車、バイク等の通学者の多い高校生等に対し、交通事故に巻き込まれないための交通ルールやマナー、

実際にトラックを使用しての死角や内輪差確認を行い、事故防止の啓発、指導を実施する。なお、学校等からの要請を受けて実施することとする。
また、荷主等と連携した安全指導を実施する。（製糖工場等）

（3）交通事故防止に関する助成

事業者の安全教育の強化及び訓練の促進並びに安全機器の導入促進のために、次の助成を行う。

- ①運転者適性診断
- ②運行管理者講習、整備管理者講習
- ③運輸安全マネジメント講習（官民一体で普及啓発活動を推進。）
- ④運転記録証明書の取得
- ⑤ドライバー等安全教育訓練（ドライバーの安全教育を促進するため、指定研修施設における安全教育訓練の受講促進を図る。）
- ⑥アルコールチェッカー導入
- ⑦ドライブレコーダ装置導入（ドライブレコーダ等安全対策機器に対する助成を行い、積極的な普及促進を図る。）
- ⑧安全装置導入（後方視野確認支援装置、ふらつき警報装置等）

4. 労働対策事業

労働関係法令の遵守及び過労運転の防止並びにドライバーの健康管理に関する指導を強化し、交通労働災害の防止並びに荷役作業等の労働災害の防止を図ることを目的とし、次の事業を推進する。

- （1）労働セミナーを実施する。
- （2）労働災害防止を図るための助成

- ①定期健康診断やドライバーの睡眠時無呼吸症候群（S A S）のスクリーニング検査等に対する助成を行う。
- ②突然死等予防対策検査
- ③その他
 - ・健康状態に起因する事故防止のための「健康起因事故防止マニュアル」を活用した事故防止対策を推進する。
 - ・新型インフルエンザの発生に備えて、国が策定した「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」の周知、普及を図るとともに、B C P（事業継続計画）の策定を推奨する。
 - ・労働災害の約7割は荷役作業で発生しているため、新たな「荷役作業における安全ガイドライン」の周知・普及を図る。
 - ・トラック運送事業者の指示が及びにくい荷主の庭先での荷役作業についての責任の所在の明確化、過労防止のため、長時間労働の削減、荷積

み・荷降ろしの時間短縮等労働環境の改善に取り組み、書面化での対応を推進する。なお、国土交通省、厚生労働省が主導する「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」が全国47都道府県で開催されており、この協議会において、荷主企業と連携を図りながら、これらの改善に取り組むこととする。

- ・少子高齢化に対応した労働力確保対策について、女性、高齢者、新卒者等の採用に向けた取組みを検討する。なお、高校新卒者等の人材確保については、準中型免許（車両総重量3.5トン以上7.5トン未満で受験資格18才以上）が導入されたこともあり、インターンシップ（一定期間の職場体験）等の対策を図ることとする。

5. 適正化対策事業

貨物輸送の安全を確保するため、会員・非会員事業所への指導、啓発、広報活動等について、当協会が沖縄総合事務局長から「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関」として指定を受け実施している。

(1) 適正化事業指導員による巡回指導、街頭パトロールによる指導

- ①巡回指導については、行政と連携し、新規事業者、悪質事業者、小規模事業者など優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とし、効果的、効率的に推進する。
- ②巡回指導における評価が厳正、公平に行われるよう、巡回指導指針及び巡回指導マニュアルに基づき、最重点指導項目をはじめとした指導項目について、適切に指導を実施するとともに、指導方法及び評価基準の全国統一化を推進する。
- ③悪質性の高い違反項目に係る速報制度を円滑に推進する等、国土交通省との連携の更なる強化を図る。また、自動車の適正な点検・整備及び不正改造防止に関して国土交通省の運動と連携し、指導を強化する。
- ④事業者や運行管理者に対して、法令遵守をはじめとする広報啓発活動を積極的に推進する。
- ⑤社会保険等の未加入事業者に対して、巡回指導等を通じて社会保険制度等への加入を指導するとともに、同制度に関する周知及び法的義務の履行の徹底を図る。
- ⑥単独、行政等との連携により過積載、違法改造車等の防止について、街頭パトロールを実施する。
- ⑦適正化指導員に対し、指導実務に即したより実践的な調査技術や専門的知識の習得、指導能力の向上に資するため全国、ブロック、地方研修を

実施するとともに、運行管理者資格者証の取得を積極的に推進する。
又、指導員相互の連携強化を図る。

(2) 安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び普及促進策の実施

- ① 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）について、引き続き円滑な推進を図るとともに、荷主企業や一般消費者に対するGマーク制度の更なる認知度アップを図るため、新聞等への掲載、Gマークランピングトラックを走行させるなど、広報啓発活動を積極的に展開する。
- ② 全ト協と連携して、Gマークを取得した安全性の高い事業者を荷主等に利用してもらうよう普及促進を図るとともに、保険料の引き下げなど差別化やインセンティブの拡充などの推進に努める。

6. 広報事業

全事業者に対し、当協会や行政の活動指針を周知するとともに、一般消費者、荷主企業、関係団体等にトラック運送事業や当協会の役割を広く理解してもらうため、ホームページやイベント等を通じ広報活動を行う。

(1) トラックの日事業

10月9日（トラックの日）を中心に地元2紙、ラジオ放送、ホームページ等各種メディアを活用するとともに、ポスターを作成・配布するなど広報活動を展開する。

(2) 「トラックの森」植樹及び清掃事業

平成17年度から取り組んでいる「トラックの森育成事業（糸満市）」を継続して実施する。

(3) 「トラック情報」（機関誌）の発行

トラック運送業界及び関係行政機関等の活動やトラック運送事業経営に役立つ情報を提供するため、機関紙「沖縄トラック情報」（毎月発行：1回の発行部数1,100部）を発行し会員事業者をはじめ関係行政機関等に配布する。また、情報発信の基盤的役割を担うホームページを運営し、常に鮮度の高い情報発信に努めるとともに、各種情報のデータベース化により、多様化する情報ニーズに幅広く対応する。

7. 出捐事業による実施事業

（公社）全日本トラック協会は、各都道府県トラック協会から出捐を受けた出捐金を活用し、輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を通じて公共の利便に寄与することを目的としている。これは都道府県トラック協会がそれぞれ独自に企画するよりも、全国統一的な実施方法を主体的に実施することにより、事業の効率的かつ統一的な実施を

図るほか、財政力によって必要な事業量が確保できない可能性のある事業があることから、中央事業として実施するため出捐を行う。

8. 消費者対策事業

宅配や引越等消費者向けの輸送サービスの増加に伴い、消費者のニーズも多様化し、配送内容のトラブルや苦情等も増加していることに対応するため「引越管理者」の養成を行う。また、一般消費者からの相談や苦情に対応するために「相談窓口」を設置し、問題の解決を図ることで、消費者、荷主への安定したサービスの維持・向上、事故等の防止を図ることにより、利便性向上に資する。

(1)引越管理者講習会

「引越管理者」の育成を目的として講習会を開催し、引越事業者にとって必要不可欠な法令等の周知徹底を図る。

(2)輸送に関する苦情・相談対応

輸送の際の内容に関する相談やトラブル（配送時間、破損、料金等）やその他の苦情等に対し、研修を受け専門的な知識を有する当協会の適正化事業指導員が対応し、問題の解決を図ることとする。また、関係法令について冊子を当協会へ備え付け、ホームページで公開し、一般利用者への情報提供も行うこととする。

II. 研修室等の賃貸及び記録簿等の販売事業

(収益事業)

1. 研修室等の賃貸

当法人の研修室は、会員事業者が行う社員教育や一般企業等が行うセミナー等の活動に対して、研修室等の貸与を行う。貸与にあたっては「九州沖縄トラック研修会館等管理規定」により実施する。

2. 記録簿用紙等の販売

輸送の安全を確保するため、トラック運送事業者は運転日報、点呼記録簿、運転者台帳等の記録・保存が義務付けされている。これら各種記録簿用紙をトラック運送事業者（会員・非会員）に販売する。

3. 事務受託事業

サトウキビの操業時期（1月～3月）にサトウキビに係る受付業務等を中部支部及び北部支部に併設されている「沖縄県中部トラック事業協同組合」及び「沖縄北部地区トラック事業協同組合」から事務を受託する。

III. 会員の支援及び会員の福利厚生に資する事業

(相互扶助事業)

1. 利子補給事業

当協会の会員が低公害車両への代替や物流施設の整備のための融資を受ける際に生じる利子の一部を補給する「トラック利子補給助成事業」を行う。

2. 青年部活動の支援事業

将来のトラック業界を担う優秀な人材、優秀な管理者、事業後継者並びに青年経営者を育成するため、各種研修会、講習会の費用を助成する。

3. 親睦事業

会員相互の連絡協調を図るため、会員事業者を主体として、ボーリング大会、新年の集い等を開催し、親睦事業を行う。

4. 表彰事業

トラック運送事業の社会的地位向上に貢献した会員事業者の役員、運転者、従業員、当協会の役員を対象とし、理事会で選定の上、表彰を実施する。

5. 経営改善事業

(1)経営診断に対する助成を行う。

(2)会員事業者の経営改善の推進を図るため、経営分析等に関する資料等の提供及びセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の信用保証協会保証料助成事業を実施する。